

立教大学体育会各部へのご支援をお考えの皆様へ

～「立教サポート募金」指定寄付制度のご案内～

日頃は立教大学体育会各部の活動に、物心両面に亘りご援助を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回、皆様にご紹介します「指定寄付」制度は、寄付を各部の活動援助に使用させていただく制度です。お陰様でこれまでも多くの方々にご支援いただき、体育会各部の活動に有効に活用させていただいております。皆様によって築かれた歴史と伝統を誇る本学体育会各部が、活動を今後も続けるための支えとして、本資料の内容をご理解いただき、「指定寄付」制度によるご援助をよろしくお願い申し上げます。

なお、本制度への寄付は、「特定寄付金」(特定公益増進法人に対する寄付金)として税制上の優遇措置(寄付金控除)を受けることができます。また、法人からのご寄付の場合は、寄付金の全額を当該事業年度の損金として算入することができる「受配者指定寄付金」制度を選択することも可能です。

最後に、立教学院では2014年度より「立教サポート募金(旧名称:立教学院赤レンガ募金)」活動を行っており、この「指定寄付」もその中に組み込まれております。従いまして、当募金期間内(2018年3月末を予定)における寄付金額は「立教サポート募金」に算入されることになっておりますことをお知らせいたします。

寄付の概要

本制度では本学が認めた公認団体すべてが寄付対象となります(「未公認団体」は対象となりません)。寄付にあたっては「体育会〇〇部のため」といった、特定の部名を指定した寄付ができます。

- 使用できる費目には制限がございます。詳細は後掲の**主な使途**をご参照ください。
- ご寄付の方法は、後掲の**払込方法**をご参照ください。
- 原則として個人・法人とも金額の制限はありません。

主な使途

指定寄付金の主な使途は、以下のとおりです。団体の活動全般に必要な経費を対象としているため、特定の部員だけに帰属するものや数か月で消費されてしまうもの、飲食費等は対象としません。

【物品について】

- 当該団体が必要としている比較的高額な物品(原則5万円以上)で、長期に渡って使用出来るもの。

※物品によっては、長期にメンテナンスを必要とするものがありますが、これらの購入にあたっては、メンテナンス費用も寄付金から充当することが原則です。

【合宿費について】

- 合宿費用(「合宿届」の提出が必要)のための、旅費交通費、宿泊費等。

【施設整備等について】

- 既存の施設および設備等の修繕または整備等に利用。

過去3年間の主な実績

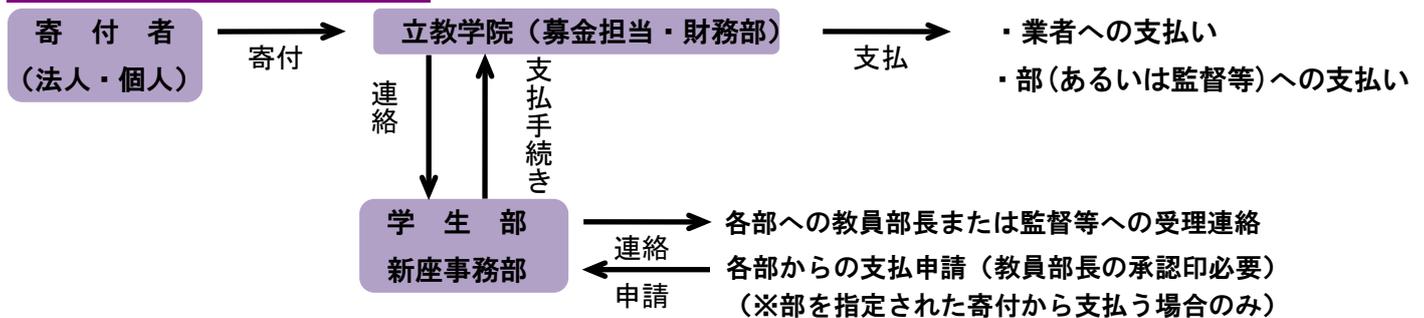
2010年度 ラグビー部(ラグビー場芝維持管理)他

2009年度 野球部(野球場ダッグアウト工事)、ヨット部(ヨット、マスト、セイル購入)他

2008年度 馬術部(馬匹購入)他

※使途に関する詳細については、各部(部長、監督、主務・副務)を通して学生部学生生活課までお問い合わせください。

寄付～受理～支払いまでのフロー



※支払いは、大学内の手続きに沿って行います。年度末の3月等、支払手続きが出来ない期間もあります。

払込方法

[所定の振込用紙を使用する場合]

「立教サポート募金」専用の振込用紙に必要事項をご記入の上、銀行または郵便局でお振込みください。下記の払込取扱銀行または郵便局をご利用になると払込手数料は無料です。取扱銀行の支店も同様です。

- ・三菱東京 UFJ 銀行 西池袋支店
- ・みずほ銀行 池袋西口支店
- ・三井住友銀行 池袋支店
- ・りそな銀行 池袋支店
- ・郵便局 (ゆうちょ銀行)

※振込用紙の備考欄、またはその他の指定寄付欄に指定する部名を「体育会〇〇部のために」と必ずご記入ください。お手元に振込用紙がない場合はお送りいたしますので、募金室までご連絡ください。

また、事前にご連絡いただければ、あらかじめ指定する部名が印字された振込用紙を必要数ご用意することも可能です。

[インターネット募金を利用する場合]

企画課募金担当のホームページにアクセスし、「インターネット募金」をクリックして下さい。その後は画面の案内に従って下さい。

企画課募金担当ホームページの URL は、http://gift.rikkyo.ac.jp/bokin_index.html です。

クレジットカード、コンビニ、銀行 ATM、ネットバンキングでの決済が可能です。

※お申込みフォームの通信欄に指定する部名を「体育会〇〇部のために」と必ずご記入ください。

[現金を直接持参する場合]

企画課募金担当 (池袋キャンパス 学院事務棟地下1階)の窓口で受付けております。

※窓口で指定する部名を必ずお伝えください。

免税措置について

学校法人への寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付として税制上の優遇措置 (寄付金控除) を受けることができます。

【個人の場合】

個人の方が学校法人に寄付をした場合、平成 23 年度税制改正により、従来までの「所得控除」に加え、新たに「税額控除」も適用されるようになりました。寄付金控除の手続きは、寄付をした翌年の確定申告期間に本学院発行の「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書(写)」等を所轄税務署に提出して確定申告を行い、所得税の還付請求をすることになります。

詳しくは、所轄税務署または[国税庁のタックスアンサーホームページ](#)をご覧ください。また、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書を作

成することができます。

【法人の場合】

法人が学校法人に寄付をした場合、法人税法の規定に基づいて、寄付金が当該事業年度の損金に算入されますが、損金算入にあたっては、特定公益増進法人に対する寄付金と受配者指定寄付金とがあります。

【特定公益増進法人等に対する寄付金】

特定公益増進法人等に対する寄付金は、その他一般寄付金として寄付をした金額の損金算入限度額とは別枠に、損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入されます。特定寄付金の証明のためには、本学院発行の「寄付金額収書」と「特定公益増進法人証明書(写)」が必要です。

[寄付金の損金算入限度額の計算方法]

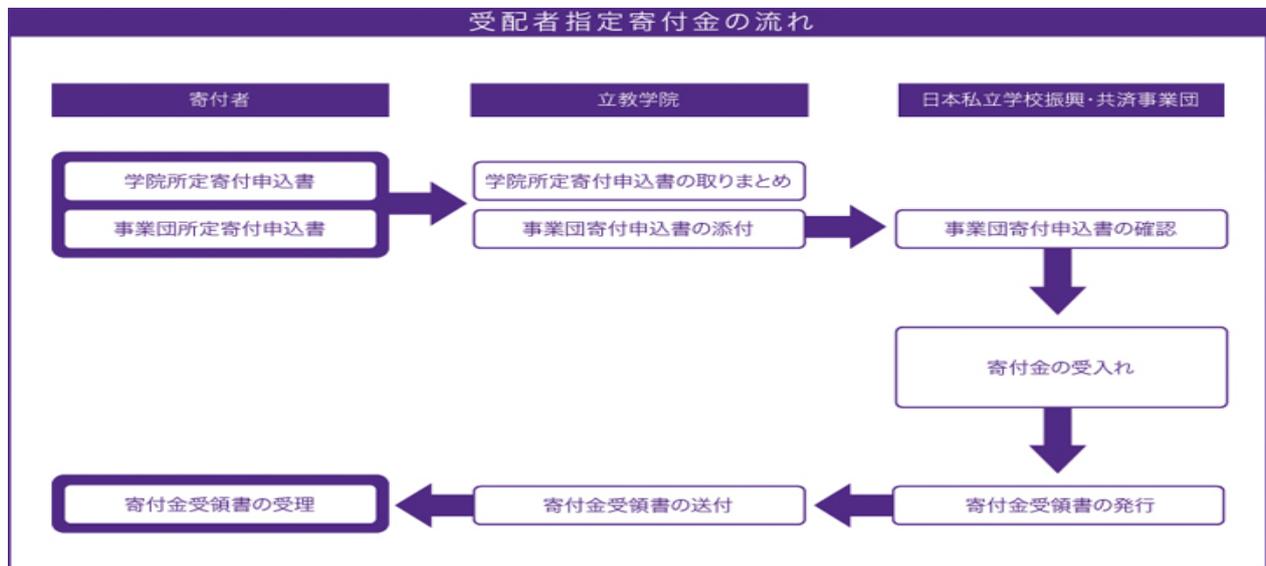
$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{資本基準額} + \text{所得基準額}) \times 1/2$$

$$\text{資本基準額} = \text{資本金額}(\text{期末資本金額} + \text{期末資本積立金額}) \times \text{事業年度月数} / 12 \text{ か月} \times 3.75 / 1,000$$

$$\text{所得基準額} = \text{当期所得金額} \times 6.25 / 100$$

【受配者指定寄付金】

受配者指定寄付金は、法人からの寄付金の全額を当該事業年度の損金として算入することができる制度です。当制度の適用を受けるためには、日本私立学校振興・共済事業団から発行される「寄付金受領書」が必要となります。



※法人からのご寄付の申し出をいただいた場合は、企画課募金担当までご相談ください。

問い合わせ先

■寄付金全体について **立教学院企画室 0 募金担当** TEL. 03-3985-2207

■使用用途等について 池袋キャンパス 立教大学学生部学生生活課 TEL. 03-3985-4740

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1

学校法人
立教学院

新座キャンパス

立教大学新座キャンパス事務部学生課 TEL. 048-471-6924

〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26

(以上、内容は 2015 年 6 月現在)

【指定寄付Q&A】

- Q. OB会として部への指定寄付をしたいのですが、どのような方法がありますか？
- A. 所定の振込用紙を使用して銀行振込をしていただくか、現金を企画課募金担当にお渡しいただく方法のどちらかをお選びください。なお、インターネットを利用した寄付は、団体からはできません。
- Q. 創部記念行事にあたり、OB会でOB・OGからの寄付をとりまとめました。一括で振り込みますが、個人ごとの領収書の発行は可能でしょうか？
- A. 個々の氏名、住所及び寄付額をお知らせいただければ、個人ごとの領収書を発行いたします。一人の寄付額が2,000円以上であれば、確定申告で寄付金の控除が受けられます。
- Q. 寄付はそのまま部に送金されるのですか？
- A. 違います。寄付金の管理は立教学院が行い、各部は学生部を通じて出金の手続を行う形式になっておりますので、寄付が部に送金されることはありません。
- Q. 既に指定をしないで「立教サポート募金」に寄付したOBから、指定寄付に変更したいとの希望がありました。指定寄付への変更は可能ですか？
- A. 所定の手続き(立教学院内での稟議)を経れば変更は可能です。ただし、既に発行済みの領収書の書き直しは行いません。なお、寄付者から変更願(立教学院所定の様式)を提出していただきます。
- Q. 既に寄付をした〇〇部への指定寄付の一部を他の△△部への指定寄付に変更することは可能ですか？
- A. 既に支出してしまっている可能性もありますので、指定寄付の中での変更はできません。

以上